

令和 7 年度千葉市人事委員会 第 1 回臨時会議事録

1 日 時 令和 8 年 3 月 2 7 日 (金)
午後 3 時 3 0 分開会
午後 4 時 3 0 分閉会

2 開催場所 選挙管理委員会室

3 出席者 委員長 下山 修 司
委員 志村 隆
委員 斎藤 千 草

事務局

事務局長 桑本 茂 樹 外 3 名

4 議 案

(1) 議案第 5 5 号 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について

職員の任用に関する規則（平成 3 年千葉市人事委員会規則第 3 号）第 1 1 条（選考の実施）並びに職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成 3 年千葉市人事委員会規則第 6 号）第 1 0 条（新たに職員となった者の職務の級）及び第 1 6 条（人事交流等により異動した場合の号給）の規定等により、教育委員会から請求のあった職員の採用選考、職務の級の承認、在級年数の承認及び号給の承認について、原案のとおり行うこととした。

(2) 議案第 5 6 号 職員の採用選考（委任）の結果及び職務の級・号給の承認について

職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成 3 年千葉市人事委員会規則第 4 号）第 2 条（選考に関する権限の委任）第 4 号の規定により委任している職の採用選考の結果について、同規則第 3 条（試験又は選考の通知及び報告）の規定による市長からの報告があった旨、事務局から報告があった。また、職員の初

任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成３年千葉市人事委員会規則第６号）第１０条（新たに職員となった者の職務の級）及び第１８条の２（かつて職員であった者を採用する場合の号給）の規定により、市長から申請のあった職員の職務の級及び号給の承認について、原案のとおり行うこととした。

（３）議案第５７号 職員の職務の級・号給の承認について

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成３年千葉市人事委員会規則第６号）第１０条（新たに職員となった者の職務の級）及び第１８条の２（かつて職員であった者を採用する場合の号給）の規定により、消防長から申請のあった職員の職務の級及び号給の承認について、原案のとおり行うこととした。

（４）議案第５８号 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成３年千葉市人事委員会規則第６号）第２６条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）の規定により、市長から申請のあった職員の職務の級の承認について、原案のとおり行うこととした。

（５）議案第５９号 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成３年千葉市人事委員会規則第６号）第９条（特定の職員の在級年数の取扱い）及び第２６条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）の規定により、教育委員会から申請のあった職員の職務の級の承認について、原案のとおり行うこととした。

（６）議案第６０号 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を原案のとおり制定することとした。

- (7) 議案第61号 千葉市人事委員会事務局職員の任命について
人事委員会事務局職員の任命について、原案のとおり行うこと
とした。